

2019年6月20日

株 主 各 位

神奈川県横浜市神奈川区守屋町三丁目12番地

株式会社 JVCケンウッド

代表取締役会長 辻 孝夫

第11回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の第11回定時株主総会におきまして、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬具

記

- 報告事項**
- 第11期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記の内容を報告いたしました。
 - 第11期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件
本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。変更後の定款の内容は、後記の「定款一部変更について」をご覧ください。

第2号議案 取締役9名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役に辻孝夫、阿部康行、江口祥一郎、今井正樹、宮本昌俊、野村昌雄、園田剛男、岩田眞二郎および浜崎祐司の各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、補欠監査役に栗林勉氏が選任されました。

第4号議案 社外取締役の報酬額改定の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役の報酬額の総額（月額36百万円）はそのままに、社外取締役の報酬額のみを月額8百万円以内に改定いたしました。

なお、従来どおり、取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まないものとし、また、取締役に賞与、退職慰労金等その他の金銭報酬を支給しないものいたします。

なお、本総会終了後開催の取締役会において、辻孝夫および江口祥一郎が代表取締役に選定され、それぞれ就任いたしました。

以上

定款一部変更について

1. 提案の理由

- (1) 当社は、商号に当社ブランドである JVC および KENWOOD を使用しておりますが、海外関係会社の商号において既に採用している JVCKENWOOD の英文表記を日本国内でも採用して、当社の英文の商号表記について、「JVC」と「KENWOOD」のスペースを詰めて一体語として取り扱い、グローバルな企業集団として一体感を高めるため、変更するものであります。なお、本商号変更の効力発生日につきましては、2019年7月1日といたしたいと存じます。(第1条および附則)
- (2) 当社事業の現行に即しつつ、今後の事業展開、事業内容の多様化に対応するため、定款第2条(目的)に定める事業目的に「自動車用品の販売」の追加等を行うものであります。(第2条)
- (3) 取締役の役職として会長職を設置しない場合を想定し、株主総会の招集権者および議長の規定を見直すものであります。(第14条)
- (4) 当社は、2008年(平成20年)10月の当社設立当初から執行役員制度を導入して、執行と監督の分離を志向しておりますが、現状に即し、定款に執行役員に関する規定を新たに追加して明文化するとともに、原則、役付については執行役員に対して付することを規定することにより、監督機関と執行機関を区分したガバナンス体制をより明確化するものであります。(第21条および第27条)

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
第 1 章 総 則 (商 号) 第 1 条 当社は、「株式会社 JVCケンウッド」と称し、英文では、「 <u>JVC KENWOOD Corporation</u> 」と表記する。	第 1 章 総 則 (商 号) 第 1 条 当社は、「株式会社 JVCケンウッド」と称し、英文では、「 <u>JVCKENWOOD Corporation</u> 」と表記する。
(目 的) 第 2 条 (条文省略) 1 (条文省略) (1)～(2) (条文省略) (3) 自動車用電装品及びその他の自動車部品の製造販売 (4) 電気・電子機械器具の製造販売 (5) (条文省略) (6) <u>医療用具の製造並びに販売、修理</u> (7)～(27) (条文省略) 2 (条文省略)	(目 的) 第 2 条 (現行どおり) 1 (現行どおり) (1)～(2) (現行どおり) (3) 自動車用電装品 <u>並びに</u> その他の自動車部品及び自動車用品の製造販売、 <u>修理</u> (4) 電気・電子機械器具の製造販売及び <u>賃貸</u> (5) (現行どおり) (6) <u>医療用機械器具の製造並びに販売、修理</u> (7)～(27) (現行どおり) 2 (現行どおり)
第3条～第13条(条文省略)	第3条～第13条(現行どおり)
(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、 <u>取締役会長</u> がこれを招集し、その議長となる。 2 <u>取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役社長が、更に取締役社長に事故あるときは、</u> 取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、 <u>取締役会</u> がこれを招集し、その議長となる。 2 <u>前項の取締役に事故あるときは、</u> 取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
第15条～第17条(条文省略)	第15条～第17条(現行どおり)
第 4 章 取締役 <u>及び</u> 取締役会	第 4 章 取締役、 <u>取締役会</u> 及び執行役員

(次ページに続きます。)

変更前	変更後
第18条～第20条（条文省略）	第18条～第20条（現行どおり）
<p>（<u>役付取締役及び代表取締役</u>）</p> <p>第21条 <u>取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>2 <u>取締役会長及び取締役社長は、各自当会社を代表する。</u></p> <p>3 <u>前項の他に取締役会の決議により当会社を代表する取締役を選定することができる。</u></p>	<p>（<u>代表取締役及び取締役会長</u>）</p> <p>第21条 <u>取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって取締役会長1名を定めることができる。ただし、第27条第2項に基づき会長執行役員を定めたときは、この限りではない。</u> （削除）</p>
第22条～第26条（条文省略）	第22条～第26条（現行どおり）
<p>（新設）</p>	<p>（<u>執行役員</u>）</p> <p>第27条 <u>取締役会は、その決議によって、執行役員を定め、当会社の業務を執行させることができる。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって、会長執行役員、社長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員その他の役付執行役員を定めることができる。ただし、会長執行役員については、第21条第2項に基づき取締役会長を定めたときは、この限りではない。</u></p> <p>3 <u>執行役員に関する事項は、本定款のほか、取締役会において定める執行役員会規程による。</u></p>
第27条～第38条（条文省略）	第28条～第39条（現行どおり）
<p>（新設）</p>	<p>附則</p> <p>第40条 <u>第1条（商号）の変更の効力発生日は、2019年7月1日とする。なお、本附則は、効力発生日をもってこれを削除する。</u></p>

以上